

# 歯科技工所開設届出事項変更届

年 月 日

次のとおり変更しましたので、歯科技工士法第21条第1項の規定によりお届けします。

徳島県知事 殿

開設者 住所(法人については、主たる事務所の所在地)  
〒

氏名(法人については、その名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

(フリガナ) 名 称		
開設の場所	〒  電話番号	
変更年月日	年 月 日	
変更事項 (該当する番号を ○で囲むこと。)	1 開設者の住所及び氏名 2 歯科技工所の名称 3 管理者の住所及び氏名 4 業務に従事する歯科技工士の氏名 5 構造設備の概要及び平面図 6 その他 ( )	
変更内容	変 更 前	変 更 後

(注) この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 開設者が法人であって、変更事項が「1 開設者の住所及び氏名」の場合は、登記事項証明書、定款、株主総会議事録等のいずれかの写し
- (2) 変更事項が「3 管理者の住所及び氏名」の場合は、管理者の履歴書及び免許証の写し（要原本持参または、開設者による原本証明が必要）
- (3) 変更事項が「4 業務に従事する歯科技工士の氏名」の場合は、業務に従事する歯科技工士の免許証の写し（要原本持参または、開設者による原本証明が必要）及び変更前・変更後の名簿
- (4) 変更事項が「5 構造設備の概要及び平面図」の場合は、変更前及び変更後の歯科技工所構造設備概要書、建物の平面図（各室の用途、寸法、面積、常備すべき設備・機器・器具を示したもの）